

## HRプロフェッショナル向け実践英語 受講規約

この受講規約（以下「本受講規約」といいます。）は、株式会社ICMG（以下「ICMG」といいます。）

が提供するHRプロフェッショナル向け実践英語 2024 年度5月開講コース/フル・プログラム（以下「本コース」といいます。）に関する規約であり、本コースに申し込んだ者は、本受講規約の各条件を承諾することにより、本受講規約に則って、本コースの受講が可能となります。

### 1. ICMGが提供するサービスの内容

申込者又は申込企業（以下「申込者」といいます。）から申込みのあった受講者（以下「受講生」とい

います。）に対する本コースの提供

### 2. 本コース提供期間（契約期間）

2024年4月26日～2024年9月30日

### 3. 本コースの内容

#### (1) ワークショップ内容

- ・ コーディネーターである ICMG 若林豊（以下「コーディネーター」といいます。）、英語ネイティブ専門講師などによる人事部門人材に求められる実践的英語コミュニケーションのトレーニング

#### (2) インターバル・トレーニング内容

- ・ E-learning を活用した基礎知識の事前習得や、ワークショップで得た知識の実践練習

#### (個別コーチング)

- ・ 受講者各人がもつグローバル人事などに関する相談にのり、コーチングを提供します。
- ・ 個別コーチングは、コーディネーターを中心に ICMG のコンサルタントが担当いたします。個別コーチングは本コース期間中に 2回までとします（各回 1 時間）

### 4. 費用

法人申込み：24万円（税抜）、

個人申込・一部自己啓発会社補助：20万円（税別）／個人申込・全額個人負担：12万円（税別）

\*全額個人負担の場合は受領書類等の発行はいたしません

※この金額には消費税および立替経費（教材費用等）を含みません

- ・ 教材は事前に受講生本人に購入いただくことを原則とし、ICMG が用意した場合には立替経費として実費請求させていただきます。
- ・ 本コースはオンライン形式のため、その他の経費発生を予定していませんが、受講生の要望による支援によりコーディネーター及び講師陣の交通費・通信費などが発生する場合には事前に費用発生を通知のうえ、上記費用とは別に請求させていただきます

### 5. 各種条件

#### (1)契約形態

本コースに係る契約（以下「本契約」といいます。）は、成果物なしの準委任契約です。

#### (2)責任の制限

ICMGは、受講者が本コースを受講することによって、申込者のビジネスに一定の成果がもたらされることを保証するものではありません。本契約に係るICMGの損害賠償の範囲は、ICMGの故意又は過失により直接かつ現実に発生した通常損害に限られるものとし、ICMGが受領した費用金額を限度とします。

#### (3)開催中止または変更

ICMGは、受講者の人数、属性、担当業務等を総合的に勘案し、本コースの実効性を確保できないと判断した場合には、その開催を中止し、又は当初予定していた本コースの内容を変更することができるものとします。この場合、ICMGは遅滞なくその旨を本コースに申し込んだ者又は企業（以下「申込者」といいます。）へ連絡します。本コースが中止された場合は、申込者及びICMGは、相手方に対し、中止された本コースに関して費用・報酬・補償金等名目のいかなを問わず、何らの請求もすることができないものとします。ICMGの都合により、当初予定していた本コースの時間・回数が増減が発生した場合、申込者・ICMGにおいて上記費用を協議のうえ、改めての費用の金額を定めるものとし

ます。

#### (4)キャンセル規定

申込者の都合によって本コースの受講をキャンセルする場合は、次のキャンセル料が発生し、申込者は ICMG からキャンセル料の請求を受けた日から30日以内に ICMG 指定の銀行口座に振り込んで支払います。振込手数料は申込者の負担とします。

- ・ キックオフの10営業日前および以降にキャンセルする場合 受講料の20%
- ・ キックオフの5営業日前および以降にキャンセルする場合 受講料の40%
- ・ キックオフ開催以降にキャンセルする場合 受講料の100%

なお、(3)に基づいて、本コースが中止された場合、本キャンセル規定の適用はありません。キャンセル料を支払後に本コースが中止された場合、ICMG は、直ちに当該キャンセル料を申込者へ返還します。

#### (5)契約の解除

ICMG は、申込者が以下の事由に該当する事態が生じたときは、申込者へ何らの通知催告なく本契約を解除し、本養成講座の受講を拒否することができます。

- ・ 本利用規約の各条件に違反したとき
- ・ 信用状態の悪化又は ICMG に対して虚偽の情報を提供するなど不正の行為等が発生し、ICMG が本契約を継続しがたいと判断したとき
- ・ 暴力団等の反社会的勢力であること、又は反社会的勢力に関与・協力したことが判明したとき

#### (6)解除時の費用清算

前項(5)に基づいて ICMG が本契約を解除した場合、解除日までに提供された受講者に対する費用及び立替経費ならびに解除に伴う合理的な費用の金額を申込企業・ICMG 協議のうえ決定し、申込企業は ICMG に対し協議のうえ決定した金額を遅滞なく支払うものとし、

#### (7)情報管理

- ・ 受講者が本コース内で開示する情報については、申込者自身が管理責任を負い、ICMG はその責任を負わないものとし、
- ・ ICMG および受講者は、本コースにおいて知り得た情報を第三者（所属企業の役員・従業員は除く）に提供することはできません。
- ・ 本養成講座の様子を録音録画することは、ICMG の同意がない限り行うことができません。

#### (8)知的財産権

ICMG が本コースで提供する教材等の文書、印刷物、ノウハウ、アイデア等（以下「本件資料等」といいます。）に関する著作権又はその他一切の知的財産権は、全て ICMG 又は第三者に帰属します。申込者又は受講者は、これらの権利を侵害する一切の行為をおこなってはなりません。また、ICMG は申込者又は受講者に対し、これらの権利の全部又は一部を譲渡・使用許諾するものではありません。

#### (9)競業の禁止

申込者は、本コースの提供によって知り得た ICMG の一切の情報、ノウハウ、アイデアを業として第三者に提供しないものとし、本契約終了後もこれを遵守します。

#### (10)特約条項

- ・ 申込者は、受講者を本コースに全て出席させたうえ、主体的に取り組むよう働きかけを行います。が、やむを得ず受講者の出席が難しくなった場合、速やかに ICMG に連絡しなければなりません。
- ・ 本コースは、受講者がプログラム通り参画することで実効性が担保される設計にしているため、申込者は、出席が困難になった受講者の代わりに者を本コースに参画させることはできません。
- ・ 本コース受講開始後、申込者又は受講者の都合により、ワークショップ及びコーチングの各回数・各時間が減少したり、本コースの受講を取りやめたりしても、ICMG は減少分又は取りやめた分に相当する費用は返還いたしません。
- ・ 本コースの受講希望者が多数にのぼった場合は、抽選にて受講者を決定します。

### 6. 支払条件

- ・ ICMG は、申込者による本コースへの申込を確認した後、申込者に対し、上記費用に係る請求書

を送付します。申込者は、請求金額を原則として請求月の翌月末にICMG指定の銀行口座に振り込んで支払います。なお、振込手数料は申込企業の負担とします。

- ・立替経費（教材費、交通費、等）が発生した場合、申込者はICMGから請求を受けた日から30日以内にICMG指定の銀行口座に振り込んで支払います。振込手数料は申込者の負担とします。

以上